

第 2 2 期第 3 9 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和 7 年 1 月 28 日 (火) 15 時から
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り 7182-217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(案)について(諮問) P 2~ P 4
- (2) 特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問) P 5~ P 7
- (3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について(協議) P 8~ P 14
- (4) 佐賀県に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について(協議) P 15~ P 19
- (5) 令和 7 年度福岡県小型いかつり漁業の佐賀県許可隻数について(協議) P 20~ P 26
- (6) 第 3 9 回筑肥漁場協議会について(報告) P 27~ P 30
- (7) 試験養殖(湊地区)について(協議)
- (8) その他

水産第4152号
令和7年(2025年)1月21日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能性
の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、知事管理漁獲可能性を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	12.0 トン	18.6 トン
くろまぐろ (大型魚)	8.5 トン	8.5 トン

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

18.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	4.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	14.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	5.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.0トン

水産第4156号
令和7年(2025年)1月17日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口

くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ (小型魚)	19.1 トン
くろまぐろ (大型魚)	20.7 トン

くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

19.1トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	5.4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	12.6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

20.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	14.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	6.0トン

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和6年2月4日~~^{令和7年} ~~2月8日~~^{第22期第4回}開催の~~第22期第3回~~筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を令和~~7~~⁸年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和7年2月4日

~~令和6年2月8日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

秋 本 恒 基

佐賀県農林水産部水産課 課長

横 尾 一 成

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第8回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの扱いは、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側陸岸
300メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和44年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定するど
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 線

#	浦	丸	正	務
#	宗		国	太
#	中	島	甚	右
#	久	保	山	勝
#	宮	崎	濳	四
#	野	崎	吉	三
#	宮	崎	義	
#	今	林	久	
#	高	崎	東	
#	井	上	惣	
#	菜	村	英	

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政

佐賀県経済部水産課長

牛 島 繁

水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆

覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和5年~~までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和6年2月8日~~開催の~~第22期第3回~~筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和5年を令和6年に~~、附帯事項のうち1の~~令和5年を令和6年に~~改めたほかは、いずれも~~令和5年1月31日~~調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から

1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は~~令和6年~~令和7年4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和7年2月4日

~~令和6年2月8日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員	富	重	信	一
	上	田	直	子
	太	田	耕	平
	井	上		博
	板	谷	正	信
	坂	本	政	彦
	川	寄	和	正
	池	田	宏	子
	坂	本	安	則
	梅	崎	博	昭
	荒	卷	信	弘
	坂	口	正	人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 秋 本 恒 基

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長 横 尾 一 成

附 帯 事 項

令和7年2月4日

~~令和6年2月8日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和6年~~令和7年9月16日から~~令和6年~~令和7年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		153	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）

ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）

エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）

オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）

カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

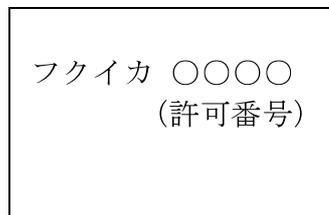
(2) 電気設備の制限

ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。

イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。



地 の 色：黄 色
文字及び数字：黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。

なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域
4月1日から9月30日の期間

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあっては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年7月16日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年10月15日から施行する。

【別紙】

小型いかつり漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合の小型いかつり漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 県内許可

下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者
- 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
- 3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者

なお、2、3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

(2) 県外許可

申請のうち、小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の許可を受けている者が許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請（当該許可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であって、5トン以上20トン未満のものについてした申請に限る。）は、他の申請者に優先して許可等をするものとする。

その他の申請者についての優先順位は、県内許可に準じるものとする。

別表（第3関係）

優先順位	1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	○
5	○	×	×
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

福岡県に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業(5トン以上)の許可枠数等の推移

年度	入漁許可枠	入漁希望隻数	入漁許可数
H18	60	25	25
H19	50	24	24
H20	50	16	16
H21	40	15	15
H22	40	15	15
H23	40	15	15
H24	30	14	13
H25	30	13	13
H26	30	13	13
H27	30	13	13
H28	30	13	13
H29	30	13	13
H30	30	13	13
H31	30	13	13
R2	20	12	11
R3	20	11	10
R4	20	11	11
R5	20	9	9
R6	20	7	6
R7		7	

近県におけるいかつり漁業(5トン以上)の許可状況

組合名	福岡県		長崎県	山口県
	R7年度希望	R6年度許可		
唐津市	1	0	4	2
小川島	3	3	3	1
鎮西町	3	3	6	3
外津	0	0	1	0
合計	7	6	14	6

(令和7年1月23日現在)

福岡佐賀いかかご漁業協定書

令和6年1月12日

協 定 書

令和6年1月12日佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」において開催された第39回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㉗・㉘・㉙を順次に結ぶ三角区域）

点㉗ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㉘ シイネ西端

点㉙ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和6年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和6年1月12日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委

坂本 政

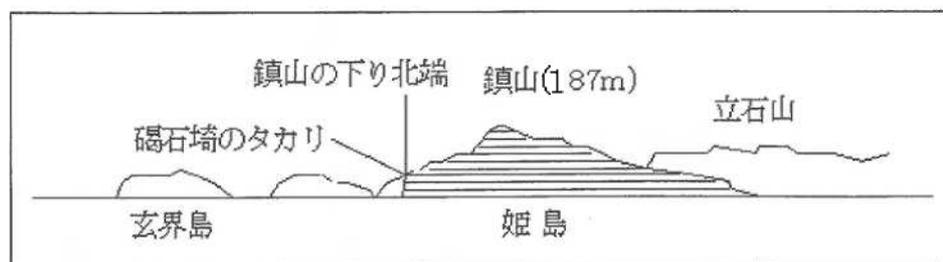
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

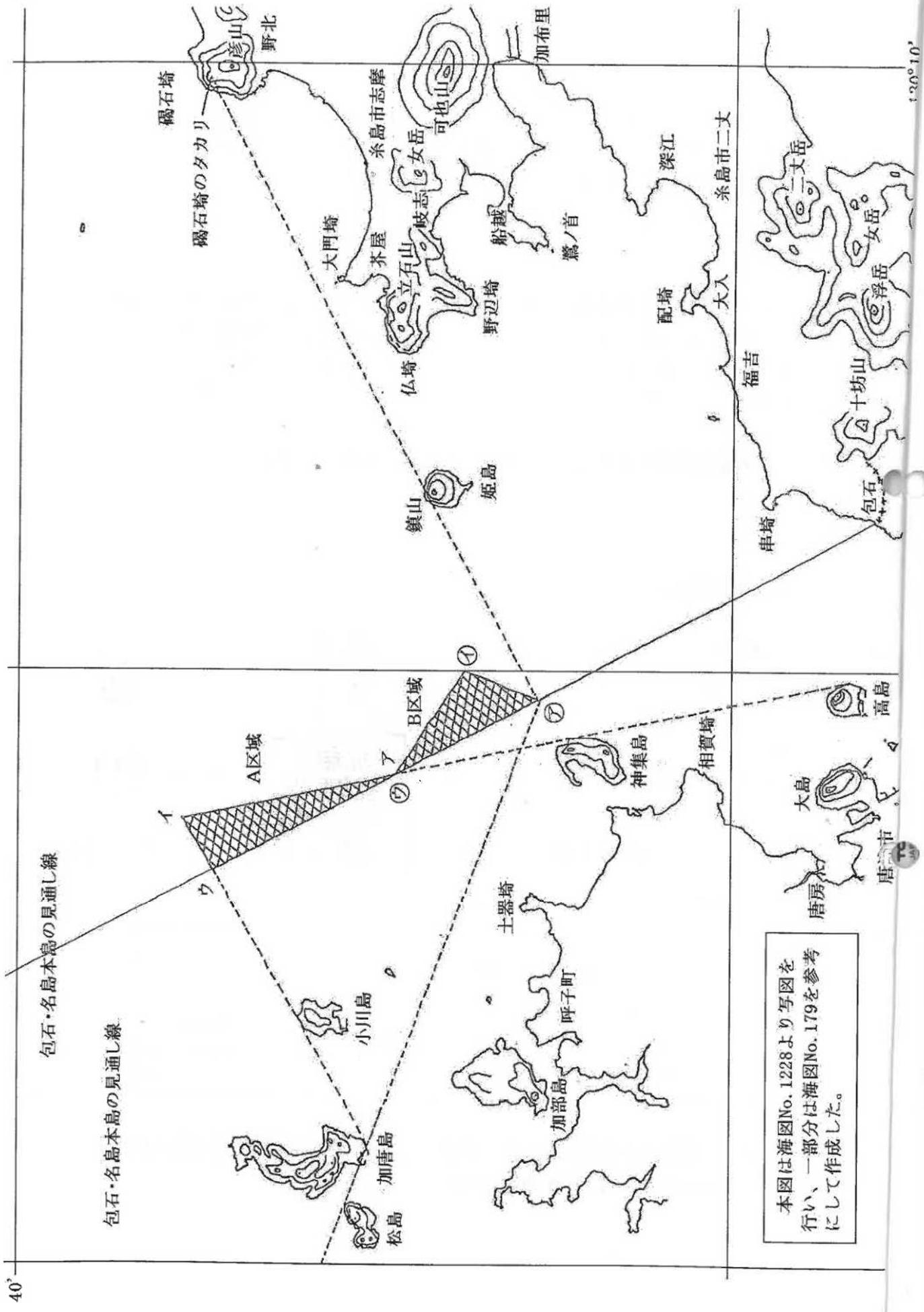
委

坂本 安

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」から糸島市志摩野北彦山(232メートル)までをながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。



本図は海図No. 1228より写図を行
 い、一部分は海図No. 179を参考
 にして作成した。

別紙 1 (議題 1)

(別紙)

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

12.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	2.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	5.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.0トン

水産 第 4244 号
令和 7 年 (2025 年) 1 月 24 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所 (湊地区) におけるアカウニ
試験養殖について (協議)

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当: 農林水産部水産課漁業調整担当
電話: 0952-25-7145

R6 唐津市統括支所 湊地区 アカウニ、エゾアワビ試験養殖 中間報告書

1. 目的

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区（以下、湊地区）の主な漁業種類は、海土漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。しかしながら、湊地区の漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。特に、同地区の主要漁業である海土漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビの漁獲量が減少しているため、毎年放流を行っているが水揚向上に繋がっていない。

そのためアカウニ、アワビ養殖を行うことで安定的な生産、生産の効率化、また計画的な出荷が可能となり、漁家収入の増加が期待される。養殖では餌料として主に天然海藻を使用するため、可能な限り採取量を減らすために、養殖マコンブや廃棄される陸上植物を併用した環境配慮型の養殖を行う。本養殖試験を通して、アカウニ、アワビの基本的な養殖技術の習得と、成長、生残に関するデータを収集する。

2. 試験の概要

- ・目的 : アカウニ、アワビの基本的な養殖技術の習得と、成長、生残に関するデータを収集すること
- ・試験期間 : 令和6年3月 ~ 令和7年2月末（試験養殖承認期間まで）
- ・養殖種 : アカウニ、エゾアワビ
- ・養殖方法 : 蓋付きコンテナを用いた筏式とロープ式の垂下養殖
- ・規模と種苗数 : 佐賀県玄海栽培協会から購入

	ロープ式	筏式
規模	40m × 12本	4m × 4m : 1基
種苗数	アカウニ : 6,000個 エゾアワビ : 700個	アカウニ : 700個 エゾアワビ : 700個

3. 試験養殖実績

【R5 導入種苗分】

令和5年5月18日に導入したアカウニ種苗は、餌料として天然海藻、養殖マコンブ、キャベツなどを併用しながら令和6年9月までの約1.5年間飼育した。飼育期間中は大きな斃死は見られず、約90%が生残していた。なおエゾアワビについては、令和5年度時点ですべての個体が斃死している。



写真. 天然アラメ類、養殖マコンブ給餌

飼育期間をとおしてアカウニは順調に成長し、出荷時期である令和6年8～9月までに多くの個体が殻径50mm以上に成長した。大型個体は板ウニとして46枚を市場出荷し、小型個体は主に瓶ウニに加工して20本販売した。



写真. R6.9月のアカウニ



写真. 出荷した瓶ウニ

【R6 導入種苗分】

令和6年4～5月にアカウニ種苗とエゾアワビ種苗を導入し、天然海藻、養殖マコンブを給餌して飼育を開始した。エゾアワビについては、R6年度の夏季にほぼすべての個体が斃死したため試験を終了した。アカウニについては、R5年度と同様に順調に生育しており、R7年夏季に試験出荷を予定している。



写真. R6.4～5月飼育開始時のアカウニとエゾアワビ

4. 収支報告

- ・ R5 導入アカウニ 700 個分、エゾアワビ 1,400 個分の収支。
- ・ 養殖資材の費用は R5 年度に計上しているため除外。

支出		収入	
アカウニ種苗	11,550 円	板ウニ	207,000 円
エゾアワビ種苗	39,600 円	瓶ウニ	93,600 円
雑費 (餌料,資材等)	80,000 円		
合計	241,200 円	合計	300,600 円

5. 試験結果の総括および課題、今後の展望

<アワビ養殖>

アワビ養殖は、R5年度にはカレニア赤潮の影響、R6年度には高水温の影響によって大量斃死が発生し、試験出荷することができなかった。アワビを含む巻貝類は赤潮に弱く、高水温環境下では安定した生産ができないことが今回の試験によって分かったため、R6年度をもって試験を終了することとする。

<アカウニ養殖>

アカウニ養殖は2年間の試験期間をとおして良好な試験結果が得られ、90%を超える高い生残率を示した。今年度はR6.9月に初めて板ウニ、瓶ウニとして試験出荷を行ったが、板ウニは約5,000円/枚と高単価で販売でき、瓶ウニも小売りで完売することができた。そのため、アカウニ養殖は養殖コンブや陸上植物を併用しながら試験を継続する予定である。今年度はアカウニ種苗700個分の小規模での出荷であったが、R7年度夏季は約5,000個分の出荷を予定しているため、更なる収益向上を期待している。

唐農水第3633号

令和7年1月27日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。
さて、令和7年1月27日付けで佐賀玄海漁業協同組合より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所におけるアカウニ試験養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、海土漁業を主としておりますが、海況変化によりアカウニの漁獲量は減少しており、種苗放流も効果をあげておりません。将来的な養殖区画漁業権取得のため、玄海水産振興センターの指導のもと、アカウニの試験養殖を行うことを、お取り計らいくださるようお願いいたします。

なお、令和5年3月よりアカウニ及びアワビの試験養殖を開始し、基本技術の習得やデータを収集することができましたが、アカウニの生存率及び収益性が高い一方で、アワビの生存率、収益性が低いことが判明しました。そのため、今年度はアワビの試験養殖を終了し、アカウニのみの試験養殖とする計画であります。

令和7年1月27日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年1月27日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 アカウニ養殖試験
- 2 水産物の名称 アカウニ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市湊地先 筏式 : $50\text{m} \times 10\text{m} = 500\text{m}^2$ (別紙1を参照)
ロープ式 : $60\text{m} \times 30\text{m} = 1,800\text{m}^2$ (別紙1を参照)
- 4 試験養殖期間
試験養殖の承認日より1か年間(令和7年3月1日より令和8年2月末日)
- 5 養殖の方法及び規模
 - a) 方法 筏式およびロープ式の施設に蓋つきコンテナを垂下する養殖方法
 - b) 規模
 - i) 筏式
 - ・筏 : $4\text{m} \times 4\text{m}$ 3基
 - ・コンテナ : 約150個 ($30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$)
 - ・種苗 : アカウニ : 合計700個(人工種苗10~15mm)
 - ii) ロープ式
 - ・ロープ : $40\text{m} \times 12$ 本
 - ・コンテナ : 約260個($30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$)
 - ・種苗 : アカウニ : 合計4,800個(人工種苗10~15mm)

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図(別紙1)
- (4) 養殖施設概要図(別紙2)

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区（以下、湊地区）の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。しかしながら、湊地区の漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。特に、同地区の主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビの漁獲量が減少しているため、毎年放流を行っているが水揚向上に繋がっていない。

そのため、両種の安定生産と計画的な出荷を可能とするため、R5.3月よりアカウニ、アワビ養殖の試験養殖を開始した。これまでの試験により、基本的な養殖技術の習得と、生残、成長に関するデータを収集することができた。特に、アカウニの生残率が高く収益性が高い一方で、アワビの生残率は低く収益性が低いことが分かった。

そのため、今年度はアワビの試験養殖を終了し、アカウニのみの生産とする計画である。また既に他地区で行われている冬期のキャベツ等の陸上植物を用いた養殖手法、春期における養殖マコンブ（試験養殖許可取得済み）を用いた養殖方法について試験を行い、夏季には試験販売を行う。将来的には、正式な養殖区画漁業権免許を取得したいと考えている。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

アカウニ養殖試験計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所:唐津市湊地先(別紙1のとおり)

2) 実施期間:試験養殖の承認日より1か年間(令和7年3月1日より令和8年2月末日)

3) 試験内容

a) 目的

アカウニ養殖における養殖管理方法、生残、成長、販売に関するデータを収集し、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データを収集すること。

b) 概要

筏式およびロープ式、蓋付きコンテナを用いた垂下養殖

c) 養殖施設

i) 筏式 (別紙2のとおり)

・筏:4m×4m 3基

・コンテナ:約150個 (30cm×55cm×35cm)

ii) ロープ式 (別紙2のとおり)

・ロープ:40m × 12本

・コンテナ:約260個(30cm×55cm×35cm)

c) 試験方法

- ・令和5年5月から実施している養殖試験を令和7年度以降も継続する。
- ・アワビについては、アカウニと比べて斃死率が高く収益性が低かったため、R7以降は良好な試験結果が得られているアカウニのみの試験養殖とする。
- ・天然海藻の採集量を減らすため、冬期はキャベツ等の陸上植物、春期は養殖マコンブ(試験養殖許可取得済み)を用いた養殖手法を検討する。
- ・令和7年度も新たに種苗導入を行う。
- ・出荷サイズに達した個体は令和6年夏期から試験販売を行っており、令和7年夏期も同様に販売を予定している。
- ・試験期間中は飼育管理、生残とサイズ測定等のモニタリングを行う。

d) 種苗の供給元および供給量

・購入先:アカウニ種苗は佐賀県玄海栽培漁業協会から購入予定。

・購入量(予定):

i) 筏式

・アカウニ :700個 (人工種苗 10~15mm)

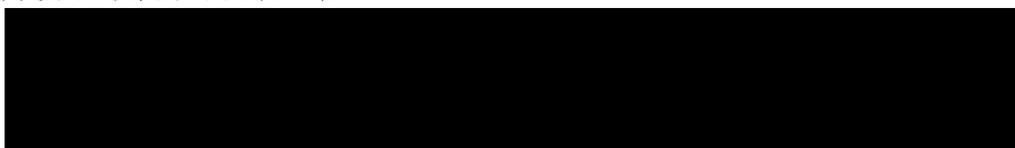
ii) ロープ式

・アカウニ :4,800個 (人工種苗 10~15mm)

e) 出荷先予定

・佐賀玄海漁協市場、県内外の飲食店、個人売り

f) 養殖試験従事予定者氏名



g) 養殖スケジュール

	R7.3月	4月	6月	12月	R8.1月	2月末
作業内容	R6からの継続飼育		→ 販売 養殖管理 (餌やり、密度調整)		→ 施設撤去予定	

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額(税別)
アカウニ種苗	5,500個	90,000円
合計		90,000円

※飼料については廃棄野菜、別件試験養殖の養殖コンブにて賄うため未計上。

(参考:種糸 200m 50,000円)

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額(税別)
板アカウニ	200枚	900,000円
瓶アカウニ	100本	360,000円
合計		1,260,000円

※昨年購入分種苗の歩留まりを鑑み、生残5割で計上。

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

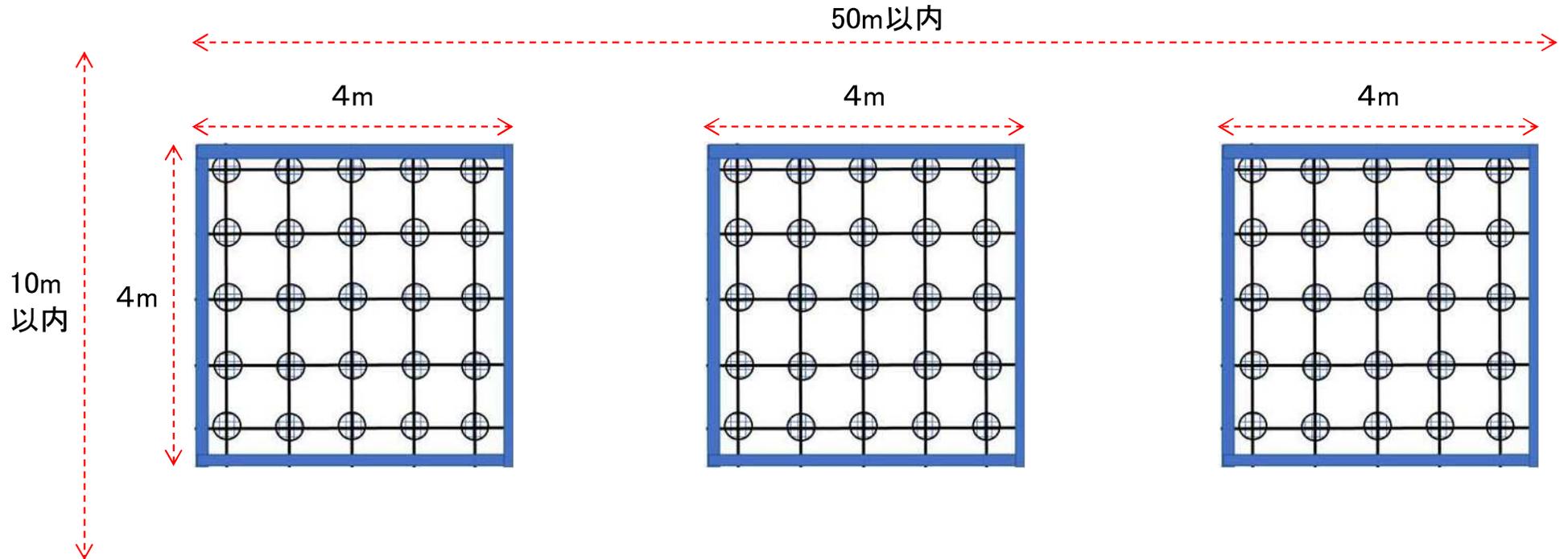
別紙1



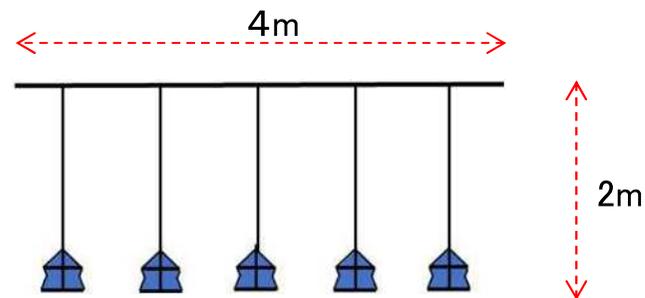
別紙2

【筏式】

□ 平面図



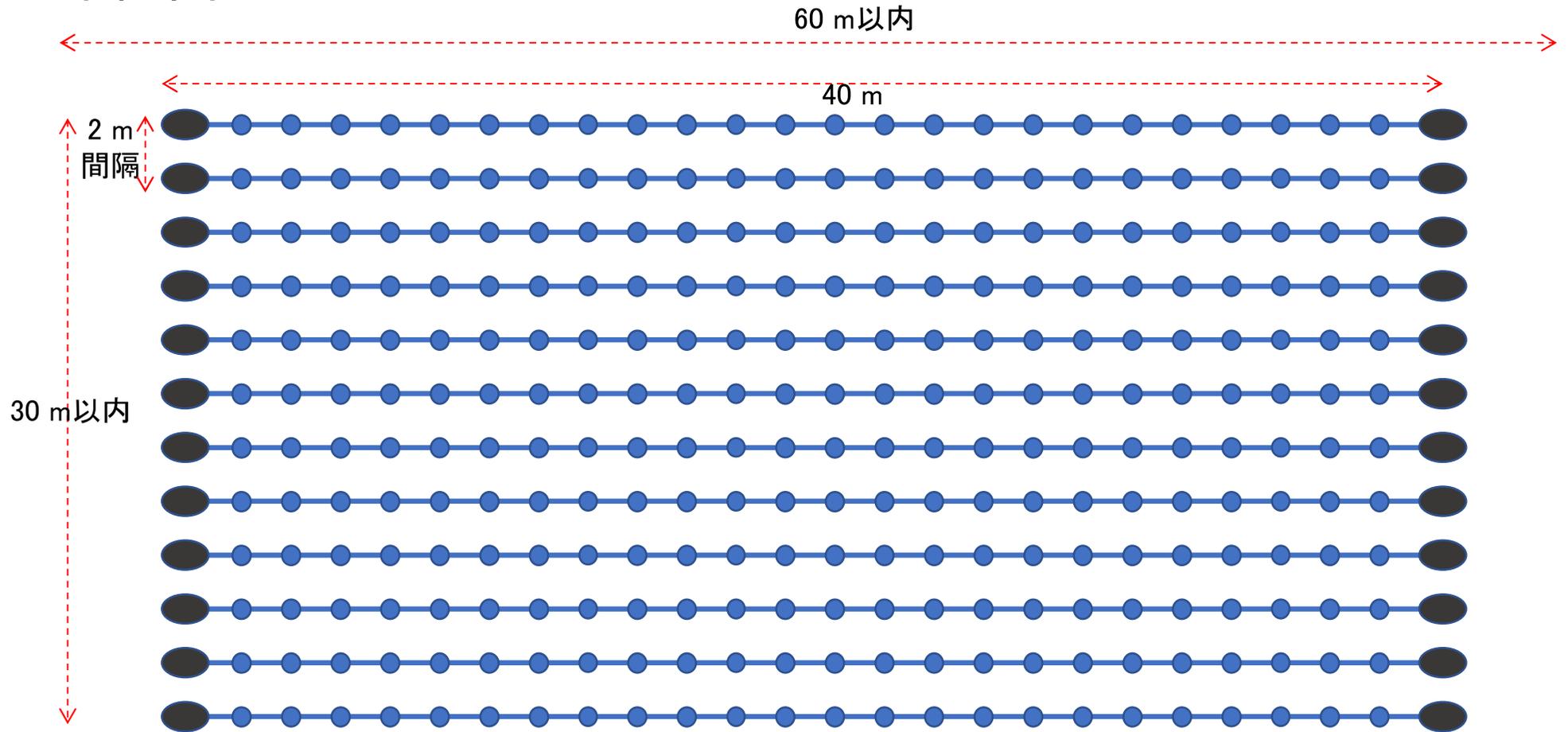
□ 立体図



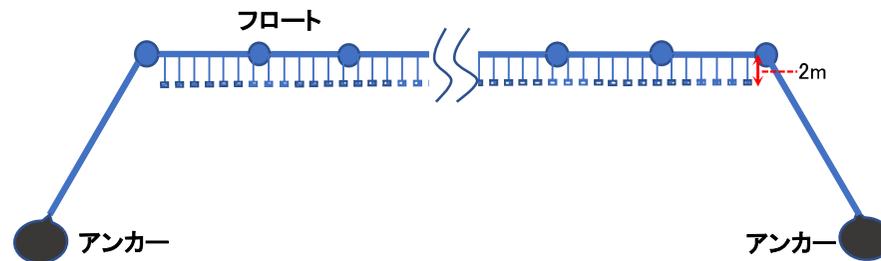
別紙2

【ロープ式】

□ 平面図



□ 立体図



養殖施設概要図

アカウニ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、アカウニ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月27日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

アカウニ養殖試験計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所:唐津市湊地先(別紙1のとおり)

2) 実施期間:試験養殖の承認日より1年間(令和7年3月1日より令和8年2月末日)

3) 試験内容

a) 目的

アカウニ養殖における養殖管理方法、生残、成長、販売に関するデータを収集し、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データを収集すること。

b) 概要

筏式およびロープ式、蓋付きコンテナを用いた垂下養殖

c) 養殖施設

i) 筏式 (別紙2のとおり)

- ・筏:4m×4m 3基
- ・コンテナ:約150個 (30cm×55cm×35cm)

ii) ロープ式 (別紙2のとおり)

- ・ロープ:40m × 12本
- ・コンテナ:約260個(30cm×55cm×35cm)

c) 試験方法

- ・令和5年5月から実施している養殖試験を令和7年度以降も継続する。
- ・アワビについては、アカウニと比べて斃死率が高く収益性が低かったため、R7以降は良好な試験結果が得られているアカウニのみの試験養殖とする。
- ・天然海藻の採集量を減らすため、冬期はキャベツ等の陸上植物、春期は養殖マコンブ(試験養殖許可取得済み)を用いた養殖手法を検討する。
- ・令和7年度も新たに種苗導入を行う。
- ・出荷サイズに達した個体は令和6年夏期から試験販売を行っており、令和7年夏期も同様に販売を予定している。
- ・試験期間中は飼育管理、生残とサイズ測定等のモニタリングを行う。

d) 種苗の供給元および供給量

- ・購入先:アカウニ種苗は佐賀県玄海栽培漁業協会から購入予定。
- ・購入量(予定):

i) 筏式

- ・アカウニ :700個 (人工種苗 10~15mm)

ii) ロープ式

- ・アカウニ :4,800個 (人工種苗 10~15mm)

e) 出荷先予定

・佐賀玄海漁協市場、県内外の飲食店、個人売り

f) 養殖試験従事予定者氏名



g) 養殖スケジュール

	R7.3月	4月	6月	12月	R8.1月	2月末
作業内容	R6からの継続飼育		→ 販売 養殖管理 (餌やり、密度調整)		→ 施設撤去予定	

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額(税別)
アカウニ種苗	5,500個	90,000円
合計		90,000円

※飼料については廃棄野菜、別件試験養殖の養殖コンブにて賄うため未計上。

(参考:種糸 200m 50,000円)

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額(税別)
板アカウニ	200枚	900,000円
瓶アカウニ	100本	360,000円
合計		1,260,000円

※昨年購入分種苗の歩留まりを鑑み、生残5割で計上。

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

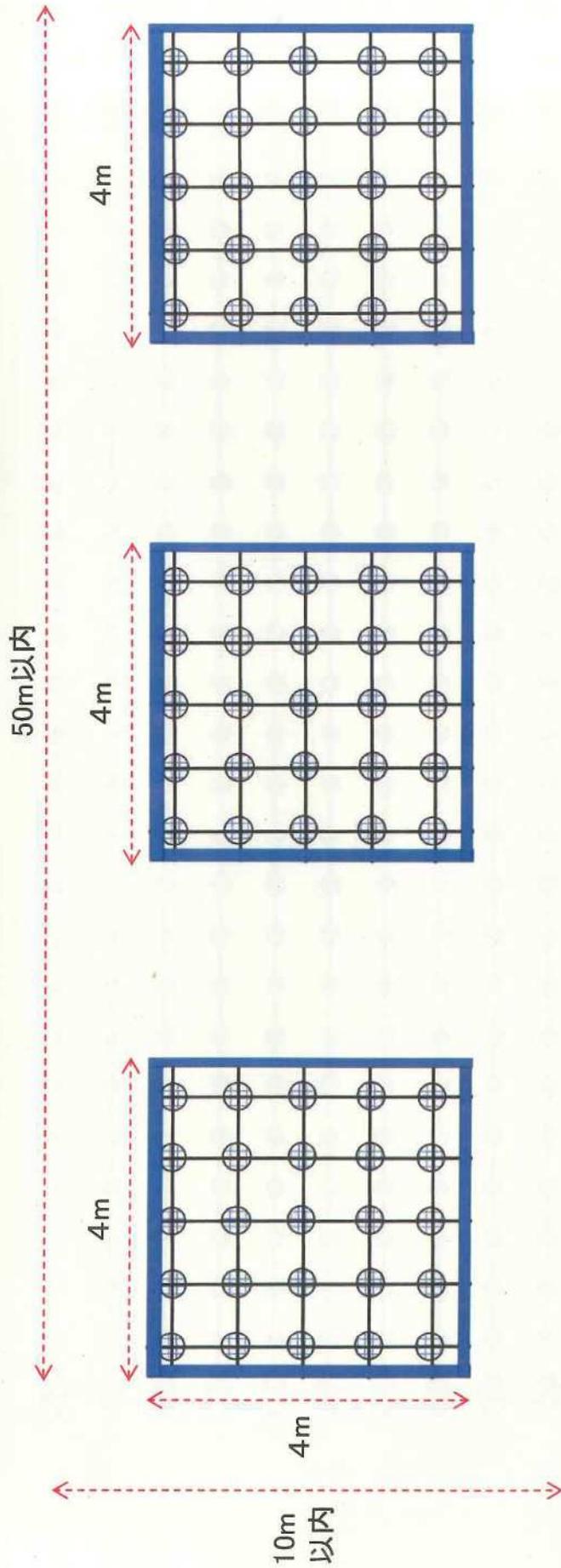
佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

別紙1

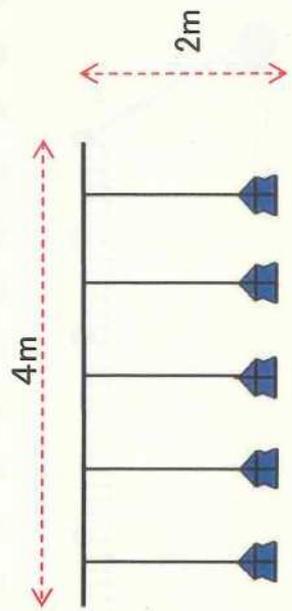


【筏式】

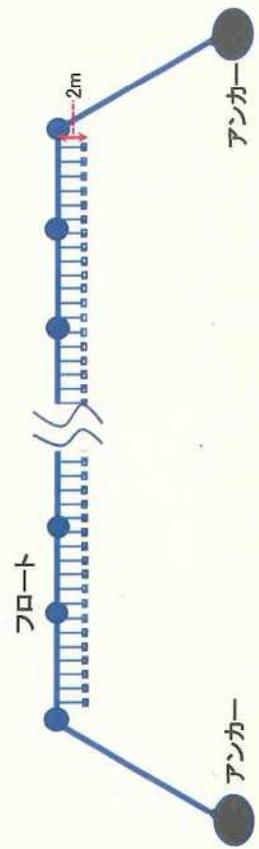
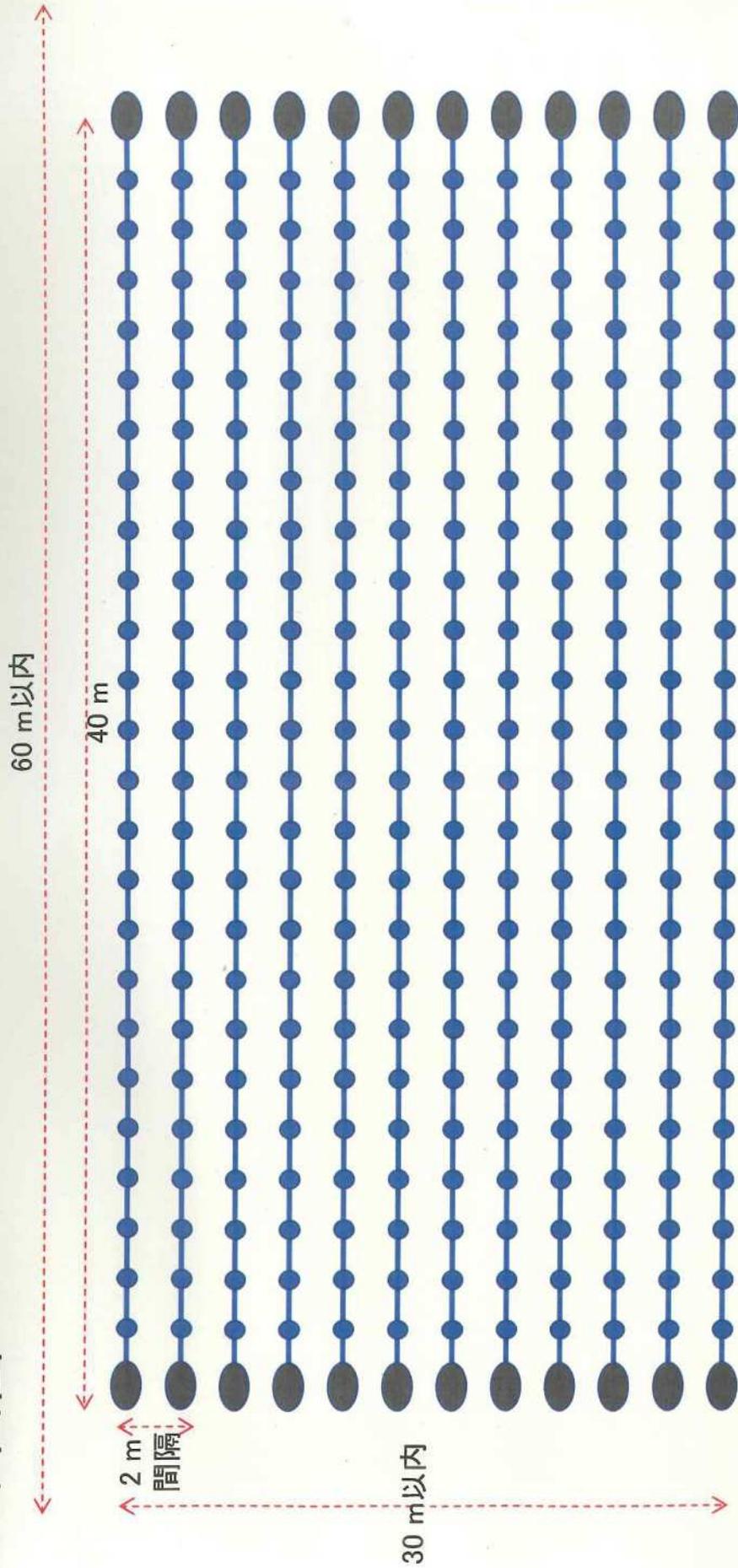
□ 平面图



□ 立体图



【ローブ式】
□ 平面図



□ 立体図

養殖施設概要図



Vertical columns of text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately 12 columns, with each column containing several lines of characters. The characters are faint and difficult to read due to the bleed-through effect.

4000

100-101

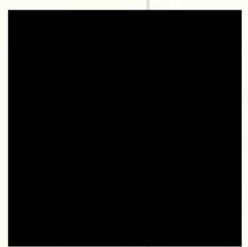
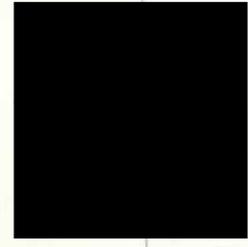


图 1



試験養殖処理要綱

制定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 佐賀県知事が管轄する海面において、県の水産試験研究機関の指導を受けて魚貝類、藻類養殖業の漁場開発又は企業化のための試験(以下「試験養殖」という。)を行う場合は、この要綱により処理する。

(適用範囲)

第2条 本要綱を適用するのは、県又は市町の委託により、試験養殖を行う漁業協同組合に限る。

(試験養殖の承認)

第3条 試験養殖をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別記様式1号による申請書に必要な書類を添付し、市町の長を経由のうえ知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしたときは、別記様式2号による承認証を交付する。

(漁業調整委員会の意見聴取)

第4条 前条第2項の承認申請があったときは、知事は関係海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(試験養殖の範囲)

第5条 試験養殖の区域は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内とする。

2 試験養殖の期間は、1年とする。但し、知事が必要と認めた場合は延長することがある。

3 試験養殖の規模は、のり養殖20柵以内、わかめ養殖親なわの総延長500メートル以内、小割、その他の養殖面積3,000平方メートル以内とする。

（他法令の適用）

第6条 試験養殖の区域が、漁業法以外に他の法令の規制を受ける場合は、所轄官庁の許可を受けなければならない。

（承認の取り消し）

第7条 知事は、漁業調整、その他公益上支障があると認めるとき、又は承認の内容に違反したと認めたときは、承認を取り消すことがある。

（標識の設置）

第8条 試験養殖の承認を受けた者は、知事が指定した箇所に漁場標識を設置しなければならない。

（報告書の提出）

第9条 試験養殖の承認を受けた者は、当該承認に係わる試験の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

附 則

- （1） この要綱は、公布の日から施行する。
- （2） 昭和45年5月21日制定の「試験養殖処理要綱」は廃止する。

試験養殖承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 殿

住所
名称及び代表者の氏名

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1.目的
- 2.水産動植物の名称
- 3.漁場の位置及び区域並びに面積
- 4.養殖期間
- 5.養殖の方法及び規模
- 6.その他

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 委託契約書写

試養第

号

試 験 養 殖 承 認 証

住 所

名 称

- 1 . 水産動植物の名称
- 2 . 漁場の位置及び区域
- 3 . 漁場の面積
- 4 . 養殖期間
- 5 . 養殖の方法
- 6 . 承認期間
- 7 . 制限又は条件

年 月 日

佐賀県知事

佐賀県試験養殖処理要綱の運用について

令和5年9月1日
水産第2335号佐賀県水産課長通知

第1 対象とする範囲

本運用の対象範囲としては令和3年4月1日付佐賀県農林水産部長通知で定めた「試験養殖処理要綱（以下、要綱とする）」とする。

第2 実施手続き

(1) 要綱第2条に定められた「適用範囲」に関するもののうち、県と市町の整理は以下のとおりとする。

【県の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、県等の試験研究により得られた、新たな知見などを広域的に実証する必要があると判断した場合。または、企業化に係る事前の試験を行うもので、県が必要と判断した場合。
2. 一般海域や複数の漁業権にまたがる等、広域的な海域での試験養殖の場合
3. 県の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために県が必要と判断した場合

【市町の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、既知技術の導入により、企業化に係る事前の試験を行うもので、市町が必要と判断した場合。
2. 関係地区が単一の漁業権内で試験養殖を行う場合。
3. 市町の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために市町が必要と判断した場合

(2) 要綱第3条「試験養殖の承認」のうち、第2項に定められた「別記様式第1号における申請書」の添付資料の計画書の様式は、別添様式第1号のとおりとする。ただし、別添様式第1号に定めた項目が記載されているものを網羅している場合は、他の様式を用いてもかまわない。

(3) 要綱第5条に定められた「試験養殖の範囲」に関するものは以下のとおりとする。

1. 同条第2項で定める期間は1年とし、期間の延長は原則として毎年申請する方式（新規として）とする。
2. 試験養殖の申請時点で現試験養殖が試験中である場合、申請書類に中間報告書

も合わせて添付することとする。

3. 同条第3項に定められた「小割、その他の養殖の面積3,000平方メートル以内」における区域内の施設の取扱いは、水面上に出ている施設だけでなく、海底に設置した方塊等も含めた面積とする。

- (4) 要綱第9条に定められた「報告書」に関する整理は以下のとおりとする。

第9条で定める報告書の様式は別添様式第2号のとおりとし、必要に応じて図や表を添付することとする。

附 則

- (1) この運用は、公布の日から施行する。